

芸北広域環境施設組合  
分別収集計画

平成28年6月

芸北広域環境施設組合

## 1 計画策定の意義

本組合は、安芸高田市及び北広島町（芸北地域を除く）の1市1町で構成されている。平成5年の設立時には、大朝町、千代田町、豊平町、吉田町、八千代町、美土里町及び高宮町の7町であったが、平成14年7月に甲田町及び向原町の加入により9町となり、その後町の合併により、組合の構成は、1市1町となった。北広島町については、合併後も処理区域は従前どおり旧大朝町、旧千代田町及び旧豊平町の地域のみで、旧芸北町の地域については組合の処理区域外である。

本組合のごみの処理量は施設稼動時に比べて、約2倍以上も増加しており、特に燃えるごみについては、平成7年度において約4,000トンであった処理量が平成27年度には、約10,900tへと著しい増加がみられ、ここ数年も微増傾向が続いている。本組合では、平成14年度から、ペットボトル、トレイ及び紙パックの分別収集を開始し、平成15年度からはびんくず類の資源化、平成16年度からは焼却灰等のリサイクルを実施してきた。また、平成20年度からプラスチック製容器包装について、発泡トレイ以外のものにも分別範囲を拡大し（葉書より大きいものを対象）、紙製容器包装についても、ざつ紙として分別収集を開始した。これらは、ごみの資源化を進めて埋立ごみ等の廃棄物をゼロにする「ゼロエミッション計画」の一環であり、平成19年度に策定したごみ処理基本計画のごみ減量・リサイクル拡大のための取り組みである。ごみ処理基本計画には、平成33年度に家庭ごみ10%、事業系ごみ20%の削減（平成18年度比）及びリサイクル率34%の達成が盛り込まれているが、現時点での目標達成は非常に困難な状況である。

中山間地に位置する組合管内では、人口減や少子高齢化、核家族化が進展しており、10年前と比較すると人口は約5,500人減少しているが、世帯数は約460世帯の増加となっている。反面、一人一日当たりのごみ排出量は、10年前の約640gから約720gへと約10%以上も増加している。コンビニエンスストアの普及は中山間地のライフスタイルにも変革をもたらし、調理済み食品の購入や購入単位の小型化が進み、燃えるごみの増加の一因ではないかと思われる。特に高齢者のコンビニ利用が増加し、分別のわかりにくさから、燃えるごみへの容器包装ごみの混入も多くなっている状況である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物について、住民、事業者及び行政が一体となって取り組むべき方針を示した。住民、事業者及び行政の協働によるごみの分別・リサイクルの推進が地域コミュニティ活動の活性化や地域経済への波及効果をもたらし、行政サービスの向上とコスト削減に繋がることを踏まえて策定したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rの実現に向けた住民・事業者・行政が一体となった取り組み
- (2) ごみの分別・リサイクルに対する住民意識の向上
- (3) ごみの減量化・資源化促進のための体制整備
- (4) ダイオキシン類対策等の環境対策をふまえた分別収集・リサイクルの実施

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
芸北広域環境施設組合		2,181 t	2,156 t	2,126 t	2,098 t	2,076 t
構成市町	安芸高田市	1,506 t	1,486 t	1,464 t	1,441 t	1,424 t
	北広島町	675 t	670 t	662 t	657 t	652 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために次の方策を実施する。なお、実施に当たっては住民・事業者・行政が相互に連携し各地域の実情に応じた活動を行うこととする。

方 策	内 容
1 ごみの分別収集・リサイクルに対する啓発活動の実施	(1) 組合と各市町の協働により、環境フェア等のイベントを実施するとともに、行事で出るごみについて、会場内にごみ箱を設置し、行事参加者へ分別・リサイクルの指導を行う。 (2) 組合のホームページや各地区での懇談会、ごみステーション管理者等を通じて、ごみの分別方法、リサイクル等に関する情報提供を行う。 (3) ごみ分別促進アプリを利用して携帯電話等から手軽に分別情報が得られるシステムを導入する。 (4) 各地域の分別リサイクル活動の支援を行う。
2 処理施設での見学・学習会による環境教育の実施	(1) 学校授業としての処理施設見学に対する協力を行う。 (2) 女性会や自治会等の各種団体の研修先として処理施設の見学を働きかける。 (3) 処理施設の見学を通して、ごみの分別・減量化に対する啓発活動及び環境教育に取り組む。
3 分別・リサイクル活動に対する支援強化	(1) 資源化物の価格下落により、地域での集団回収活動が休止状態になるのを防ぐため市町が行っている助成金制度を継続して実施する。 (2) 各事業所に、リサイクルに関する情報提供を行い、事業所独自ルートによる資源化実施の拡大を図る。 (3) 地域でのリサイクル活動について、認定、表彰等による活動強化及び拡充を行う。 (4) 各地域のごみステーション管理者と情報交換を行い、分別の徹底やリサイクルについて支援を行う。
4 ごみの減量化・リサイクルに関する新技術動向の把握及び情報収集	(1) 生ごみの減量化等、現在の技術開発動向について積極的に情報収集を行い、効果のあるものについては、導入を検討する。 (2) リサイクル業界等から情報収集を行い、リサイクル可能な廃棄物については、極力資源化に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現在の廃棄物処理施設の整備状況及び今後の施設改善計画等から、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集頻度、収集容器、収集車両等の収集体制を考慮し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

紙製容器包装については、古紙回収ルートで資源化（ざつ紙として古紙類と混合回収）を行い、紙製容器包装としての分別収集は実施しない。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		かん類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		古紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装 （葉書大より大きいもの）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(1) 芸北広域環境施設組合 (組合構成各市町の合計)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	78 t		78 t		77 t		76 t		75 t	
主としてアルミ製の容器	29 t		29 t		29 t		28 t		28 t	
無色のガラス製容器	(合計) 40 t		(合計) 40 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t		(合計) 38 t	
	(引渡) 40 t	(独自) 0 t	(引渡) 40 t	(独自) 0 t	(引渡) 39 t	(独自) 0 t	(引渡) 39 t	(独自) 0 t	(引渡) 38 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 70 t		(合計) 69 t		(合計) 68 t		(合計) 67 t		(合計) 67 t	
	(引渡) 70 t	(独自) 0 t	(引渡) 69 t	(独自) 0 t	(引渡) 68 t	(独自) 0 t	(引渡) 67 t	(独自) 0 t	(引渡) 67 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 16 t									
	(引渡) 16 t	(独自) 0 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	95 t		94 t		93 t		92 t		90 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t	
	(引渡) 28 t	(独自) 0 t	(引渡) 28 t	(独自) 0 t	(引渡) 28 t	(独自) 0 t	(引渡) 27 t	(独自) 0 t	(引渡) 27 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 55 t		(合計) 54 t		(合計) 53 t		(合計) 53 t		(合計) 52 t	
	(引渡) 55 t	(独自) 0 t	(引渡) 54 t	(独自) 0 t	(引渡) 53 t	(独自) 0 t	(引渡) 53 t	(独自) 0 t	(引渡) 52 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								

## (2) 安芸高田市（組合構成市）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	50 t		50 t		49 t		49 t		48 t	
主としてアルミ製の容器	19 t		19 t		19 t		18 t		18 t	
無色のガラス製容器	(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 25 t		(合計) 25 t		(合計) 24 t	
	(引渡) 26 t	(独自) 0 t	(引渡) 26 t	(独自) 0 t	(引渡) 25 t	(独自) 0 t	(引渡) 25 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 45 t		(合計) 44 t		(合計) 44 t		(合計) 43 t		(合計) 43 t	
	(引渡) 45 t	(独自) 0 t	(引渡) 44 t	(独自) 0 t	(引渡) 44 t	(独自) 0 t	(引渡) 43 t	(独自) 0 t	(引渡) 43 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 10 t									
	(引渡) 10 t	(独自) 0 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	61 t		60 t		60 t		59 t		57 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t	
	(引渡) 18 t	(独自) 0 t	(引渡) 18 t	(独自) 0 t	(引渡) 18 t	(独自) 0 t	(引渡) 17 t	(独自) 0 t	(引渡) 17 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 35 t		(合計) 35 t		(合計) 34 t		(合計) 34 t		(合計) 33 t	
	(引渡) 35 t	(独自) 0 t	(引渡) 35 t	(独自) 0 t	(引渡) 34 t	(独自) 0 t	(引渡) 34 t	(独自) 0 t	(引渡) 33 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								

## (3) 北広島町（組合構成町）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	28 t		28 t		28 t		27 t		27 t	
主としてアルミ製の容器	10 t									
無色のガラス製容器	(合計) 14 t									
	(引渡) 14 t	(独自) 0 t								
茶色のガラス製容器	(合計) 25 t		(合計) 25 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t	
	(引渡) 25 t	(独自) 0 t	(引渡) 25 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 6 t									
	(引渡) 6 t	(独自) 0 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	34 t		34 t		33 t		33 t		33 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 10 t									
	(引渡) 10 t	(独自) 0 t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 20 t		(合計) 19 t							
	(引渡) 20 t	(独自) 0 t	(引渡) 19 t	(独自) 0 t						
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定式

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績}^{(\ast 1)} \times \text{人口変動率}^{(\ast 2)}$$

※1 収集実績は、平成27年度分別基準適合物等の資源化実績量を採用した。ここでいう資源化実績とは、分別基準適合物等を再商品化事業者等へ引き渡した量の実績で次表のとおりである。

《直近年度の分別基準適合物等の収集実績》

ごみ排出区分	分別基準適合物等の種類	資源化実績量 (平成27年度) / t/年
燃えないごみ等	スチール製の容器	80
	アルミ製の容器	30
	無色のガラス製容器	41
	茶色のガラス製容器	72
	その他のガラス製容器	17
容器包装ごみ	飲料用の紙製の容器	2
燃えるごみ	ダンボール製の容器	97
容器包装ごみ	PET製の容器	29
	プラスチック製の容器包装	56

※2 人口変動率は、平成19年度に策定したごみ処理基本計画の推計人口（各種トレンド推計式の2式平均値から算出したもの）から次のように設定した。

《人口変動率》

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
芸北広域環境 施設組合	45,885人 (平成27年度比) △2.30%	45,361人 (平成27年度比) △3.42%	44,770人 (平成27年度比) △4.68%	44,200人 (平成27年度比) △5.89%	43,624人 (平成27年度比) △7.12%
	安芸高田市	29,158人	28,751人	28,337人	27,913人
北広島町	16,727人	16,610人	16,433人	16,287人	16,142人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して次のとおり実施する。なお、住民団体等による集団回収については、引き続きこれらの団体において分別収集を実施することとする。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	か ん 類	組合による 定期収集  許可業者による 事業所収集  各家庭・事業所 からの直接持込	組 合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	び ん 類		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製 容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	古 紙 類 (段ボール)		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロー ル製食品トレイ)	プラスチック 製容器包装		
	その他のプラスチック 製容器包装			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設の粗大ごみ処理施設及びストックヤード施設を最大限活用するものとする。

プラスチック製容器包装については、当面、既存の設備を最大限に活用することとするが、今後の分別収集量によっては、圧縮梱包作業の民間委託等、民間活力の導入を推進する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	袋	4 t ダンプ車	粗大ごみ処理施設 (選別・圧縮・保管設備有り)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類			
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
段ボール	古紙類 (段ボール)	縛る	パッカー車 2 t ダンプ車	
飲料用紙製容器	紙パック	袋	パッカー車	ストックヤード施設 (圧縮・保管設備有り)
ペットボトル	ペットボトル			
(白色発泡スチロール製食品トレイ) その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 分別収集の実施については、組合と構成市町の連携・協働により各施策を実施することとし、組合構成市町における排出抑制・減量化計画に合わせた実効性のあるものとする。
- (2) 分別収集の実施やリサイクルの取り組みについては、方法・内容について、文書情報だけでなく現場での実践指導が重要なことから、組合構成市町と十分連絡調整を図るとともに、公衆衛生推進協議会や女性会等の住民団体とも連携し、円滑に進めていくこととする。
- (3) リサイクル分野は、近年急速な技術革新が進んでいることから、新技術動向を常に把握し、費用対効果が期待できるシステムについては、積極的に検討を行い、リサイクル率の向上と効率化を図る。
- (4) 住民自治組織や事業所等において、リサイクルへの取り組みが活発化している地区もあり、必要な情報提供を行うとともに、民間又は住民主導によるリサイクル運動が展開できるよう支援体制を整える。

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11